判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

				資料番号	11-1		担当課	長寿介護課
法令名	戦没者等の遺族に対する 特別弔慰金支給法	根拠条項	4		許認可等 の内容	特		遺族に対する を受ける権利

法令の定め(許認可等要件)

○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第4条

特別

特別

特別

特別

特別

表を受ける

権利

の裁定は、

これを

受けようとする

者の

請求に基づいて

都道

府県

知事

が行う。

受給要件

(法第2条)

- ・ 一定の日(基準日)において、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受ける権利を取得した者で、同日において日本の国籍を有している者であること。
- ・ 弔慰金を受ける権利を取得した者が失格事由に該当する場合において、基準日に当該死亡した者の子がなかったときは、遺族援護法第24条第1項に規定する父母、孫、若しくは祖父母又は同法第31条第1項第6号に規定する兄弟姉妹で、同日において次の各号に該当しなかったもののうち 父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者の遺族とみなす。
 - 1 日本の国籍を有していない者
 - 2 離縁によって死亡した者との親族関係が終了している者
 - 3 死亡した者の死亡の日以後縁組したことにより遺族以外の者の養子となっている者
 - 4 死亡した者の死亡の日以後遺族以外の者と婚姻(氏を改めない法律上の婚姻を除く。) し、当該婚姻の解消若しくは取消しをしていないか、又は当該婚姻の解消若しくは取消 しをした後死亡した者の死亡の当時称していた氏に復していない者
- ・ 上記の戦没者の遺族とみなされる者がなかったときは、遺族援護法第35条第1項に規定する父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で同日において次の各号に該当しなかったもののうち、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。
 - 1 日本の国籍を有していない者
 - 2 離縁によって死亡した者との親族関係が終了している者
- ・上記の戦没者の遺族とみなされる者がなかったときは、遺族援護法第35条第1項に規定する配偶者、子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族(死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者)で、同日において次の各号に該当しなかったもののうち、死亡した者の葬祭を行った者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。
 - 1 日本の国籍を有していない者
 - 2 離縁によって死亡した者との親族関係が終了している者

(法第3条)

基準日において恩給法第75条第1項第2号に規定する扶助料、遺族援護法第23条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は遺族給付金その他これらに相当する給付を受ける権利を有する者がいないこと。